

日本高等学校ゴルフ連盟

ユニフォーム規定

改定 平成 25 年 5 月 25 日

施行 平成 26 年 4 月 1 日

学生らしく、清潔、端正で若々しく、ゴルフをするのにふさわしい服装であること。
また、下記規定及び確認事項に抵触しそうなものは避け、シンプルなものを心がけること。

ユニフォームとは、シャツ・ズボン・キャップを指し、学校単位で統一したものを言う。
それには学校名を表記すること。(表記方法・場所は別紙、確認事項を参照)

(1) シャツ

襟付き、袖有とする。(冬季時のタートルネック可)

着丈の短いシャツは避け、裾はズボン等の中に入れること。

インナーを着用する場合には単色とし、色別などのラインは認めない。また、着用者は学校単位で色を揃えること。

(2) ズボン

色は単色(ベルト通し、ポケット含む)とし、ステッチの色違いは認めるがラインは禁止とする。

女子はスカート・ハーフパンツの着用は認めるが、ひざ上10cm以内とする。また、7分丈のパンツ着用は不可。

(3) ベルト

単色・無地とし、蛍光色は不可とする。

ラインステッチの色違いは認めるが、それによる大きな図柄模様は不可とする。

(4) 防寒着

ユニフォームの上に着る、セーター・ウインドブレーカー等(レインウェア除く)にも学校名を表記すること。

フード付きパーカーは禁止とする。

※ ユニフォーム規定及び確認事項において、判断のできないものは、各地区連盟に連絡し判断を求めること。

※以上の規則(規定等に関する確認事項も含む)違反については、競技委員会の指示に従うこと。従わない場合には、当該競技への出場を原則として認めない。

※大会の開催コースのドレスコードは本連盟のユニフォーム規定より優先する場合がある。